

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の構成

本計画の取り組むべき事業については、基本構成については概ね第3次計画を承継し、「基本目標」、「基本方針」、「基本課題」により構成されます。

■基本目標 I～IV

高崎市における男女共同参画社会を形成するために必要な目標で、4つの分野を設けています。

■基本方針 1～11

基本目標を達成するために必要な方針で、11の項目を設けています。

■基本課題(1)～(19)

基本目標と基本方針ごとに、具体的に取り組むべき19の項目を設けています。

2 計画の基本目標

これまでの計画の基本的な考え方を引き継ぐとともに、さらなる男女共同参画社会の形成を推進するため、次の4つの基本目標において施策を展開します。

■基本目標Ⅰ 男女平等の意識づくり

家庭や職場、学校などあらゆる場面で、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、誰もが個性や能力を生かすことができるよう、男女平等や男女共同参画について、様々な機会を通してわかりやすく広報や啓発活動を行います。

また、すべての人が性別にとらわれず個人として尊重される社会を実現するため、性の多様性を認識し理解を深めるための啓発を行います。

■基本目標Ⅱ 男女共同参画による社会づくり

長時間労働など男性中心型の働き方の見直しのための取組や、育児、介護などを担いながら就業を継続しやすい仕事と家庭の両立支援を行い、男女がいきいきと活躍する社会づくりに取り組みます。

また、社会における多様な問題に対処するためには、男女双方の意見が反映されることが重要なことから、政策・方針決定の場への女性の積極的な参画を推進します。

■基本目標Ⅲ 男女が安心して暮らせる環境づくり

いかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識を持ち、暴力の根絶を目指した啓発を行います。ドメスティック・バイオレンス（DV）被害に関しては、配偶者暴力相談支援センターが関係機関・団体と連携し、発見から保護、自立まで切れ目のない支援を行います。

また、災害時には女性や子育て家庭のニーズが避難所運営等に反映されにくいなどの指摘があるため、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進を図ります。

■基本目標Ⅳ 推進体制の整備・強化

第4次計画を推進し着実に効果を上げていくために、定期的な計画事業の進捗状況の把握や評価を行い、必要な見直しを含め進行管理を行います。

また、男女共同参画センター※は、男女共同参画の拠点施設として積極的な啓発活動と情報発信に努めるとともに、市民団体等と連携・協働で男女共同参画社会の形成を目指します。

3 計画の体系

基本目標	基本方針	基本課題（実施施策）
Ⅰ 男女平等の 意識づくり	1 男女平等・ 男女共同参画の 意識づくり ★	(1)男女平等・男女共同参画の意識づくりのための啓発の展開 (2)事業所における男女平等・男女共同参画の取組の促進 (3)性の多様性に関する理解の促進
	2 男女平等教育の推進	(4)学校教育等における男女平等教育の推進
	3 仕事と家庭生活の 両立支援 ★	(5)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 (6)事業所における仕事と生活の調和の取組の促進
	4 政策・方針決定過程 への女性の参画拡大 ★	(7)附属機関等への女性の参画の推進 (8)事業所における女性の人材育成と登用の促進 (9)自営や起業における女性の活躍の促進
Ⅱ 男女共同参画 による社会 づくり	5 「働き方改革」・ 「柔軟な働き方」の推進 ★	(10)多様な働き方の促進と就労支援 (11)子育て支援・介護サービスの充実
	6 地域活動等における 男女共同参画と支援	(12)地域活動・市民活動の運営等における男女共同参画の推進 (13)市民活動への支援とネットワークの促進
	7 あらゆる暴力の根絶 ●	(14)女性に対する暴力の根絶のための啓発 (15)配偶者等からの暴力被害者支援の充実
Ⅲ 男女が安心 して暮らせる 環境づくり	8 自立支援の取組	(16)困難を抱えた男女が自立するための相談・支援体制の充実
	9 防災分野における 取組の推進	(17)防災における男女共同参画の推進
Ⅳ 推進体制の 整備・強化	10 計画の推進・管理	(18)第4次計画の推進と進行の管理
	11 男女共同参画センター の運営	(19)啓発活動等の展開及び市民団体等との連携・協働による センター機能の充実

★印：女性活躍推進法に基づく推進計画 ●印：DV防止法に基づく基本計画